

成績公報に掲載する制裁等について（平成15年度）

- 〔 制 裁 〕 平成15年第1回京都競馬第3日第9競走に出走予定であったフジノバレット号の調教師井上孝彦は、出馬投票についての注意義務を怠り、同馬が馬番を付さない出走取消となったことについて過怠金30,000円。
- 〔 そ の 他 〕 平成15年第1回函館競馬第8日第3競走に出走したエプソムウィズリー号は、競走中に疾病〔左橈骨遠位端骨折〕を発症。なお、同馬は「タイムオーバーによる出走制限」の適用を除外。
- 〔 制 裁 〕 平成15年第3回東京競馬第8日第8競走に出走予定であったスタンフォード号の調教師鈴木英二は、輸送についての注意義務を怠り、同馬が馬番を付さない出走取消となったことについて戒告。